

令和 8 年 6 月 3 0 日

第 6 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時：令和８年６月３０日（火） 午後２時

場 所：呉市役所 ７階 ７５５～７５８号室

付議事項

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告事項

第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

第 4 号 非農地判断について

出席委員

2 番 田中 慎二	4 番 宮脇 和幸	6 番 高本 光之	7 番 立花 達也
8 番 水場 光輝	9 番 今井 満	10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志
13 番 島田 徹幸	14 番 大道 正孝	15 番 竹内 誠	16 番 新田 隆次
17 番 石田 尚則	18 番 神藤 敦美	19 番 北村 正次	

欠席委員

1 番 柏木 健二	3 番 谷 新子	12 番 岡本 亮二
-----------	----------	------------

推進委員

荒谷 博司

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 庭月野課長補佐 山本主査 藤並主任

(午後 2 時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和 8 年第 6 回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、17 番 石田委員、2 番 田中委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、1 番 柏木委員、3 番 谷委員、12 番 岡本委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図及び議案現地確認写真そして、資料「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画案」と「令和 8 年度呉市農業委員会納涼会の開催について（ご案内）」を送付しています。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。1 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1 番の申請地は、弥生町〇〇〇番、外 1 筆、地目は畑、面積は計 1,530㎡の第 2 種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売買するもので、譲受人は、86 歳で経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒谷委員：推進委員 荒谷です。申請地は、JR 呉線吉浦駅の右上あたりに位置します。譲受人がご高齢で杖をついておられました。心配になりどのような管理をされるのか伺ってみましたら、養蜂の仲間と一緒に管理されとのことでした。また、空いたスペースにはカンキツの栽培も考えておられました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字久光〇〇〇番、地目は田、面積は2, 261㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、51歳で経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒谷委員：推進委員 荒谷です。申請地は、国道375号沿い浜田橋から200m程の場所にあります。周辺の法面も含めきれいに管理されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は124㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売買するもので、譲受人は、54歳で経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

申荒谷委員：推進委員 荒谷です。申請地は、昭和市民センターの南300m程の場所になります。譲受人の水田が左どなりにあり水稻が作付けられています。ここには、キウイフルーツを作付けするそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、呉市下蒲刈町下島字中迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1, 207㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難なため貸与するもので、譲受人は、68歳で使用貸借を継続しカンキツを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：１３番 島田です。申請地は、コメリ下蒲刈店から東に３００ｍ程にあります。収穫可能なみかん園があり適正な管理がされていました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、呉市蒲刈町宮盛字原山〇〇〇〇番、地目は畑、面積は７８８㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作が困難なため貸与するもので、譲受人は、６４歳で経営規模を拡大し、カンキツを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：１３番 島田です。申請地は、宮盛から大浦方面に向かった民宿かつらの上側になります。調査日は、枯れ木の整理作業の最中でした。非常にきれいに管理されていました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第２５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。
１番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：１番の申請地は、川尻町森２丁目〇〇〇〇番〇ほか２筆、地目は田及び畑、面積は合計で５３７㎡の第２種農地です。転用目的は、駐車場８台として利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：１７番 石田です。申請地は、さざなみスカイラインの内側町の中心地です。草刈りなどの作業を行い駐車場として利用されます。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

立 花 委 員：7番 立花です。申請人は、遠方に居住されていますが、転用後どうされるつもりでしょうか。

議 長：申請人は、頻繁に里帰りされますが、自宅に駐車場がないので、現在は借りて駐車している状態です。

議 場：その他ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、呉市蒲刈町大浦字松尾〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は631㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として利用するものです。しかしながら、写真でお分かりのように、既に資材置場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：13番 島田です。申請地は、大浦集落内の県道沿いです。きれいに管理されており周りに迷惑をかける事も無いと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、呉市蒲刈町大浦字恋奥〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は3,216㎡の第2種農地です。転用の目的は、オートキャンプ場として利用するものです。規模等は、オートキャンプ場9区画を整備する計画です。しかしながら、写真でお分かりのように、既にキャンプ場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨

の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。なお、転用面積が3,000㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取します。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：13番 島田です。申請地は、恋ヶ浜湾が見渡せる小高い丘で眺めも良い場所です。園内も適正に管理がされていまして。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

今 井 委 員：9番 今井です。キャンプ施設以外にも多くの農地部分がありますが、一括転用（雑種地）と考えてよろしいですか。

事 務 局：元々観光農園の要素があり園内道や作業スペースがありました。コロナウイルス感染以後オートキャンプ場の要望があり、申請地を雑種地として管理することにしました。

議 長：その他ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し広島県農業会議で異議ない旨の答申を行った時に許可します。

議 長：次に、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字大鷲〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は合計で548㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として利用するため、売買するものです。関係法令については、宅地造成等規制法による許可は申請中であり、同日許可をする予定です。農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、郷原町の文化学園大学の近くです。写真では、きれいに見えますが、谷底地で農業には適してはいません。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、宅地造成等規制法の許可に併せ許可することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、宅地造成等規制法の許可に併せ許可と決定します。

議 長：2番と3番については、譲受人が同一で関連があるので一括して、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字惣引谷〇〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、面積は合計で119㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅1棟、駐車場、庭敷として利用するため、贈与するものです。続きまして、3番の申請地は、郷原町字惣引谷〇〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、面積は合計で153㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅1棟、駐車場、庭敷として利用するため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可は申請中であり、同日許可をする予定です。農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。事務局説明のとおりです。畑として利用するのは難しいように感じます。仕方ないのかなと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、宅地造成等規制法の許可に併せ許可することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、宅地造成等規制法の許可に併せ許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は577㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、売買するものです。都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定は除外済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。譲受人の駐車場が広がっている地域です。写真の左側は既に転用許可の出された土地で、今回の許可に合わせて一体で転用される予定です。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番から７番については、譲受人が同一で関連があるので一括して、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、郷原町字一ノ松光山〇〇〇〇番〇〇〇、地目は田、面積は９４０㎡の第２種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、売買するものです。続きまして、６番の申請地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか１筆、地目は田、面積合計は８８９㎡の第２種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、売買するものです。続きまして、７番の申請地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番外４筆、現況は田、面積は合計２，２６８．９１㎡の第２種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、売買するものです。都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域の指定は除外済みです。また、転用の面積が合計で３，０００㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：２番 田中です。申請地には、水稻が作付けられていますが、地権者の自宅は遠く、耕作を続けることが困難な状況にありました。手放したいと思い、駐車場にしたいとの思いが一致し今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し広島県農業会議で異議ない旨の答申を行った時に許可します。

議 長：８番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：８番の申請地は、安浦町内海南１丁目〇〇〇〇番〇ほか１筆、地目は田、面積は合計で７９㎡の第２種農地です。転用目的は、隣接宅地の庭として利用するものため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

石 田 委 員：１７番 石田です。申請地は、安浦町内海の中心部安浦小学校の南側です。申請人は、外国の方で安浦町の女性と結婚され家が必要となり、家と農地を合わせて購入することに

なりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：９番と１０番については、譲受人が同一で関連があるので一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：９番の申請地は、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番〇ほか１筆、地目は田、面積は合計で１，５４２㎡の第２種農地、１０番の申請地は、安浦町大字女子畑字清水ヶ本〇〇〇〇番ほか２筆、地目は田、面積は合計で１，５３３㎡の第２種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、９番が太陽光パネル１５６枚、発電容量４９．５ｋｗ、１０番が太陽光パネル１６０枚、発電容量４９．５ｋｗを設置する計画です。全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域は除外済です。

石 田 委 員：１７番 石田です。申請地は、いずれも安浦町女子畑地区の中心部で９番は、南側幹線道路沿い、１０番は、北側幹線道路沿いにあります。太陽光発電施設です。近くに水路があるのでそちらに排水するように指示しておきました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：１１番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：１１番の申請地は、呉市蒲刈町大浦字大越〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は３４４㎡の第２種農地です。転用目的は、店舗として利用するため売買するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に店舗として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。また、固定資産税の地目については、

店舗部分は宅地になっています。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅
地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島 田 委 員：１３番 島田です。申請地は、大浦集落から県民の浜に向かう県道沿いにあります。
マリーナレジャー施設として整備されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

（呉市農林水産課着席）

議 長：次に議案第２７号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題とします。
呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：それでは、「農用地利用集積等促進計画案」についてご説明いたします。まず本案件に
ついては、「農地中間管理事業」に関連するものであるため、まずは、事業概要について
説明させていただきます。農地中間管理事業とは、県知事が指定した農地中間管理機構
が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人から農地を借り受け、規模拡大や効率
化を図る担い手農家へ農地を貸し付ける制度です。広島県においては、一般財団法人広島
県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構として指定されております。今回提出して
おります貸し借りの事案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第
１項の規定により、農地中間管理機構が「農用地利用集積等促進計画」を策定するもので
あり、同法律第１８条第３項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございま
す。なお本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、頂いたご意見について
は、今後の手続きの参考とするものです。本計画案の内容としましては、お手元にお配り
しております、資料「農用地利用集積等促進計画案」のとおりで、貸付者「〇〇〇〇」が
「農地中間管理機構」を通して借受者「ＪＡ広島果実連株式会社」へ農地を貸し付けると
いうものです。資料１枚目は、貸付者「〇〇〇〇」が「農地中間管理機構」へ農地を貸し
付ける旨を、２枚目は、「農地中間管理機構」から借受者「ＪＡ広島果実連株式会社」へ
農地を貸し付ける旨が記載されており、地番、面積、利用権の種類、設定期間も併せて記
載されております。計画案の裏面には契約の基本的な約束事（又貸しの禁止など）を記載
しております。農地の筆数は３筆で、総面積３，０５８㎡です。本農地は「ＪＡ広島果実

連株式会社」が新規就農者用の研修ほ場として活用する予定で、ゆくゆくは新規就農者等の地域の担い手へ譲り渡す予定となっております。説明は以上でございます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：ただいま呉市農林水産課から説明がありました「農地利用集積等促進計画案」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：なければ、本件は、農林水産課の説明のとおりとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、説明のとおりと決定します。

（呉市農林水産課退席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が2件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が2件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について5件を証明し、報告事項第4号の非農地判断について83件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他、何か説明事項などありませんか。

議 長：今月出席した会議につて報告します。6月12日は、会長・事務局長会議に出席、6月18日は、常設審議委員会農地部会に出席、6月22日は、広島県農業会議総会に出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和8年第7回総会は、7月31日 金曜日 午後4時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和8年第6回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午後 2 時 4 5 分)

以上は，令和 8 年第 6 回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 8 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員